

香川県条例第9号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="230 472 1099 539">住民基本台帳法に基づく <u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>に関する条例</p> <p data-bbox="192 587 271 616">（趣旨）</p> <p data-bbox="147 625 1099 767">第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="192 815 1099 882">（<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>を提供する県内の市町の執行機関及び事務）</p> <p data-bbox="147 892 286 920">第2条 略</p> <p data-bbox="192 1042 1081 1070">（県内の市町の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法）</p> <p data-bbox="147 1080 286 1109">第3条 略</p> <p data-bbox="192 1310 999 1339">（都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務）</p> <p data-bbox="147 1348 1099 1450">第4条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関</p>	<p data-bbox="1218 472 1863 501">住民基本台帳法に基づく <u>本人確認情報</u>に関する条例</p> <p data-bbox="1180 587 1258 616">（趣旨）</p> <p data-bbox="1135 625 2087 727">第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>本人確認情報</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1180 815 1901 844">（<u>本人確認情報</u>を提供する県内の市町の執行機関及び事務）</p> <p data-bbox="1135 892 2087 994">第2条 法第30条の13第1項の条例で定める県内の市町の執行機関（次条及び別表第1において「<u>県内の市町の執行機関</u>」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p data-bbox="1180 1042 2069 1070">（県内の市町の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法）</p> <p data-bbox="1135 1080 2087 1262">第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</p> <p data-bbox="1180 1310 1731 1339">（<u>本人確認情報</u>を利用することができる事務）</p> <p data-bbox="1135 1348 2087 1450">第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第</p>

する条例（平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。）別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等の利用又は提供の状況の公表）

第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項若しくは第2項又は第30条の44の6第1項若しくは第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の利用又は提供の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び事務）

第6条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の県の執行機関」という。）は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事を除く。）とし、同号の条例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の15第2項又は第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等の保護に関する審議会）

第8条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の審議会は、香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）第6条第1項に規定する香川県個人情報保護審議会とする。

（自己の都道府県知事保存本人確認情報等の開示に係る費用の負担）

第9条 法第30条の32第2項本文（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により書面による都道府県知事保存本人確認情報等の開

示

36号。以下「番号利用条例」という。）別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報の利用の状況の公表）

第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務）

第6条 法第30条の15第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の県の執行機関」という。）は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事を除く。）とし、同号の条例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第8条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）第6条第1項に規定する香川県個人情報保護審議会とする。

（自己の本人確認情報の開示に係る費用の負担）

第9条 法第30条の32第2項本文の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければ

示を受ける者は、当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

別表第1（第2条関係）

提供を受ける 県内の市町の 執行機関	事務
高松市長	法別表第5第1号の5に掲げる事務

ならない。

別表第1（第2条関係）

提供を受ける 県内の市町の 執行機関	事務
高松市長	法別表第5第1号の3に掲げる事務

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。